

かめのり大学院留学アジア奨学生

## 月次報告レポート

(2022年10月)

### -研究について

相変わらず論文を打つ最中でございます。韓国法の方は、既に判例を入れること以外は終わっております。後は、判例を五つくらい入れていけば、終わります。日本法の場合は、1980年度までは作業はほぼ完了しており、残りは、1990-2000年代ですが、5本ぐらい、入れる論文は決まっております、後は打つだけです。改正後の548条の2第2項につきましても、同様な状況です。

フランス法はずっと文献、概要書を読みつつ、まとめる作業を続けています。フランスの濫用条項規制の仕組みは、変遷が多く、まとめることが大変ということと、やはり時間との関係で、ある程度絞って書いていくつもりでいます。

そもそも、濫用条項という言葉自体、附合契約（約款）に限って使用されているものではないようですので、それをどのようにして折り合いをつけるかというのが問題として残っており、また日本法においては、消費者契約法は扱わないのに、フランス法においては、消費法典を入れていく（しかない状況です）ことについてどのように論理構成をしていくのかというのが難点として残っております。

フランス法の濫用条項規制について簡略に紹介させていただきたいです。フランスの場合、1901年附合契約の概念が誕生して以来、附合契約というものの正体について、またその規制についても議論が行われてきましたが、1978年に、後ほど消費法典と繋がる法が制定されてからは、主に附合契約の濫用条項は、この法律によって規制されたとのこと。しかし、当該法の場合、何が濫用条項であるかを裁判官が決める権限は持たず、デクレによって定められていた条項だけが濫用条項として認定を受けることができたらしいです。その後、1995年、93年のEC指令と調和させる目的で制定された消費法典は、附合契約ではなく、専門家と消費者または非専門家が締結した契約の濫用条項をその規制の射程とすることによって、専門家間で締結した契約に附合契約が用いられる場合においても、対処ができないこととなります。そのため、2008年、商法典において専門家間の濫用条項を規制するための条項が創設されましたが、このことも要件上、全ての附合契約が規制されることではありませんでした。結局のところ、2016年の民法典改正によって生まれた1110条2項に該当する附合契約が1171条によって規制されることとなります。附合契約の規制のためには、当該事案が消費法典、商法典、民法典のどちらに属するかから見分けなければならなくなったみたいです。

### -生活について

皆さん、いかがお過ごしでしょうか。私は、急に寒くなった天気と論文の日程で焦っておりますが、それ以外は大丈夫です。

ただ、やはり10月に入ってからは、論文に追われているという自覚を持ったためか、なかなか運動のための時間を確保できておらず、とても残念に思っております。

急に寒くなったため、学校に行く際の服選びに困っていますが、11月に入ってからはやはりコートを出すのがいいかなと思っております。